

2021年7月16日

株式会社エネテック大阪
代表取締役 竹内 浩

建設業法に基づく営業停止処分及び営業本部臨時休業のお知らせについて

このたび、当社は民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと、下請契約を締結したことを処分の原因として、同法第28条第3項の規定に基づき、大阪府知事より、下記のとおり、営業停止処分を受けました。

お客さまや関係者の皆さまにはご迷惑・ご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、2019年7月の社内調査で本件を覚知した後、自主的に大阪府に対して報告を行うとともに、全ての従業員に対して建設業法遵守に関する教育を実施し、下請負先の建設業の許可の確認、管理を徹底するための業務体制を整備する等、再発防止策を講じ、これを徹底して参りました。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続き、法令遵守および再発防止に取り組んで参ります。

記

1. 営業停止処分の内容

① 営業の停止の範囲

建設業に係る営業の全部

② 期間

2021年7月29日～8月4日（7日間）

2. 営業本部臨時休業のお知らせ

2021年7月29日～8月4日におきまして、営業本部は臨時休業とさせていただきます。

※技術本部、技術サービス本部など営業本部を除く部門は臨時休業いたしません。

以上

本件に関するお問い合わせ先
計画本部 谷
電話 072-226-2877
時間 平日9:00～17:00